

不審電話に関する事例

①令和7年3月6日、茨城県ひたちなか市在住の後期高齢者医療被保険者の自宅に、市役所のシゲグチを名乗る人物から、「医療費の還付金があるから口座番号を教えてほしい。」と電話があり、被保険者は、口座番号を伝えた。

また、その30分後、ゆうちょ銀行コールセンターを名乗る者から「暗証番号を教えてほしい。」と電話があり、同じく暗証番号を伝えた。

確認のため、被保険者が市役所国保年金課に相談したことで発覚した。

市では医療費の還付金関係で電話をしておらず、内容から詐欺である可能性が疑われたため、速やかに警察及びゆうちょ銀行に連絡するよう助言した。

②令和7年3月10日、茨城県大洗町在住の町民宅に、厚生労働省医療局のエンドウを名乗る男性から、「保険証のことで至急お知らせしたいことがあるのでフルネームを教えてほしい。」と電話があり。

誰にも教えていないFAX番号への入電だったため不審に思い、詳細を確認するも、「名前を言わないと教えられない。」と住民の氏名を早く聞き出そうと促されたため、役場へ問い合わせる旨を伝えると、「こちらの方が立場が上だ。」と発言があったものの、住民は名前を答えず会

話が終了した。

その後、住民が役場へ連絡したことで当該事案が発覚。内容から詐欺である可能性が疑われたため、注意喚起し、同じような電話あった場合は、役場へ連絡するよう伝えた。

③令和7年4月15日、茨城県日立市在住の後期高齢者医療被保険者の自宅に、保険証が使えなくなるという内容の音声ガイダンスが流れる電話があり、被保険者の妹が市役所に相談したことで発覚した。

病院受診で保険証（マイナンバーカード）が使用できない場合には、市役所へ連絡するよう伝えた。また、警察へ連絡したところ、同様の問い合わせが複数発生しているとのことだった。

④令和7年4月24日午後4時10分頃、茨城県利根町在住の後期高齢者医療被保険者の自宅に、保健局職員を名乗る関西訛りの男から、「保険証が沖縄県で不正利用されているので、情報照会の手続きをお願いします。」と電話があり。

内容に覚えがないため、すぐに電話を切るも、一週間ほど前にも留守番電話に同様のメッセージが残されていたため、不審に思い役場に相談したことで発覚した。

役場内で電話をかけた職員はおらず、事前に文書で通知を行わず、不

正利用に関する照会の電話は行っていないことを伝え、内容から詐欺である可能性が疑われたため、再度電話があった際は警察へ連絡するよう伝えるとともに、役場内部では情報共有を行ったうえ、警察へも情報提供を行った。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0 9 8 5 - 6 2 - 0 9 2 1（業務課）